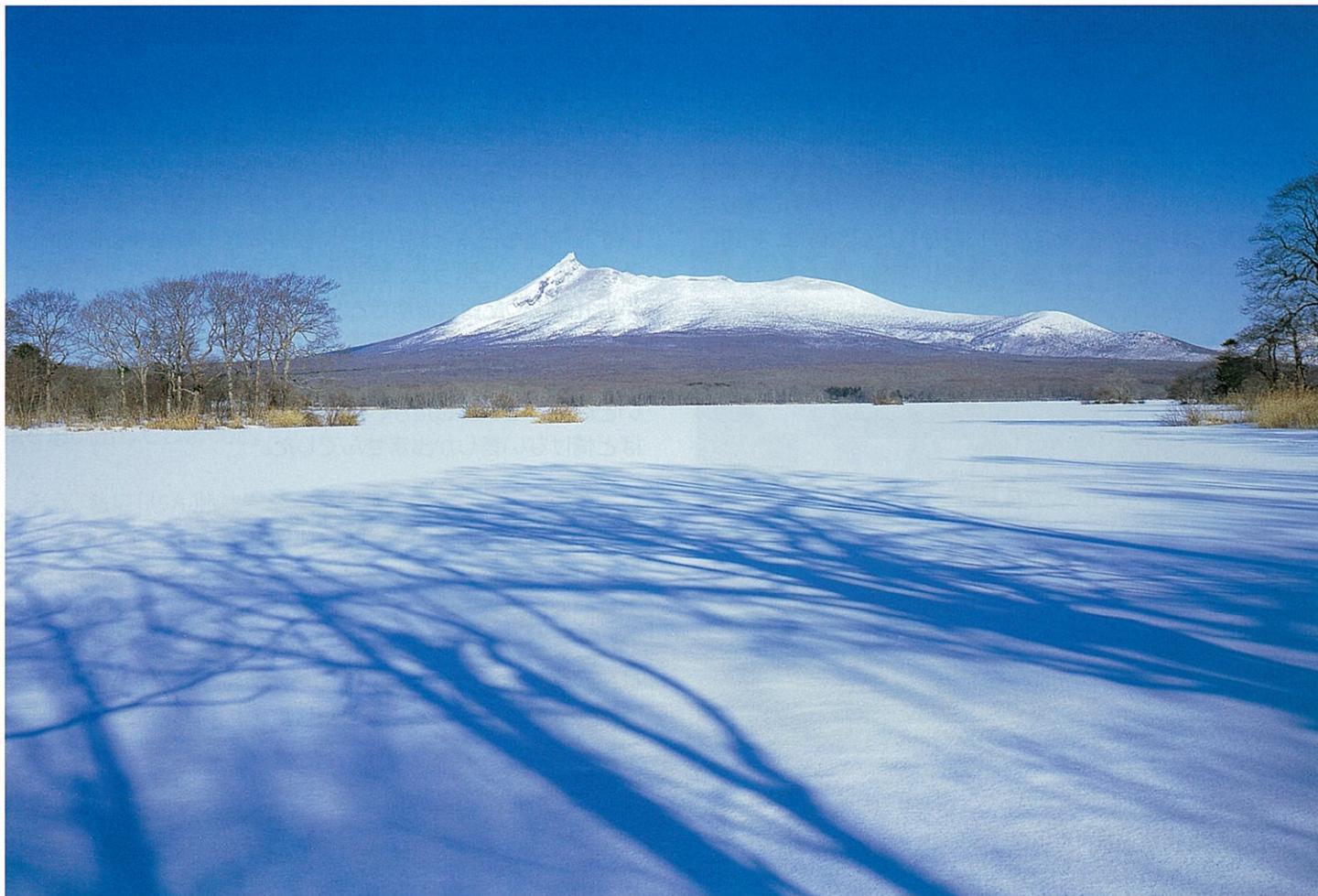


2003年 新春号

おおぞら

No.5

札幌おおぞら法律事務所 〒060-0061 札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL.011-261-5715 FAX.011-261-5705 E-mail:ozoralaw@voicenet.co.jp



大沼と冬と駒ヶ岳 七飯町

新春のお慶びを申し上げます。

相変わらず世の中が渾沌としている。北海道の景気はいっこうに良くなりならず、コンサドーレは、J2に降格。日本の経済と政治の混迷は深まるばかり。世界に目を向けても、きな臭いにおいが日に日に充満してくるような雰囲気だ。

しかし一方で、新しい息吹を感じる。NPOの活躍は、世界を大きく変えようとしている。いわゆる市民派の声は各地で結集してきた。北海道だってファイターズも来るし、まだまだ捨てたものじゃない。

そんな中で、私たちは、未来を信じて、生きて行きたい。

また新しい1年が始まります。今年もどうかよろしく願いいたします。

2003年 1月 札幌おおぞら法律事務所一同

中国人強制連行事件北海道訴訟 2003年5月13日に結審

弁護士 田中 貴文

劉連仁生還記念碑除幕式

9月1日、劉連仁氏の長男劉煥新氏を招いて当別町材木沢で劉連仁生還記念碑除幕式が行われました。式典には中華人民共和国駐札幌総領事館首席領事、当別町長、当別町議会議長、日中友好協会関係者など150名あまりが出席しました。記念のモニュメントは、劉連仁氏が隠れ住んでいた雪穴をイメージしたもので、厳しい北海道の寒さを象徴する材質、色調で整えられています。制作者の丸山隆北海道教育大学助教授は除幕式の前日に亡くなられ、まさに遺作となってしまいました。私は記念碑そのものに対してはお仕着せがましさが感じられて、あまり良いイメージを持っていませんでした。しかし、背後に峻厳な山々を控えた材木沢の風景のなかに置かれた記念碑は、劉連仁のエピソードとも重なって、実に感動的なものに思われました。見て、触れて、劉連仁を偲ぶすばらしい記念碑ができたと思います。是非一度足を運んでみてください。



劉連仁記念碑除幕式で 劉煥新、胡慧君、猪野弁護士

北京調査

8月に追加提訴した原告の聞き取り調査のため、11月に北京に行ってきました。北京に行くのは3年ぶりです。改革開放

路線をひた走る中国は、現在「近代化」の波に沸立っています。レトロな面影を残していた北京空港は近代的な空港に生まれ変わり、市街区の胡同は立ち退かされ



北京調査 張力堯、川島修習生

次々と高層ビル、マンションが建築されています。東京オリンピックを経て「高度経済成長」を目前にした昭和40年代頃の日本と同じような状況が、現在の中国で起きているようです。道路を占拠していた自転車は少なくなり、自動車が増えました。いずれ中国も日本と同じように公害問題に直面する時期が来ることになると思うと、暗澹たる気持ちになってしまいます。小坂弁護士の配偶者みゆきさんは現在北京に留学中です。みゆきさんの友達に二胡の演奏家がいる、食事会の際に二胡をさわらせてもらいました。構造が単純な楽器ほど演奏するのは難しいとは聞いていましたが、全くそのとおりでした。悲しくなるほど情けない音しか出ませんでした。

強制連行事件結審へ

12月17日に札幌地裁で北炭天塩炭鉱の生存者張力堯さんの尋問を行いました。手塩炭鉱は300名の連行者のうち136名が亡くなっており、死亡率は45%(全国第3位)です。2月には三菱美唄炭鉱の宋君政さんの尋問を行い、5月13日に北海道訴訟は結審することになりました。1月15日には京都地裁で日本冶金大江山鉱山の判決言い渡しがあります。昨年4月の福岡地裁勝利判決の後、広島地裁での敗訴判決を受けての判決です。おおいに注目されることです。京都地裁で勝訴し、年内にも言い渡される札幌地裁でもぜひ勝訴判決を得たいと思っています。署名などのご協力をお願いすることになると思いますが、よろしく願います。

交通刑事事件と被害者・遺族の権利

弁護士 田中 貴文

平成12年5月に刑事訴訟法が改正され、公判で被害者、遺族が意見を述べる機会が与えられることになった。また平成13年5月「危険運転致死傷罪」が新設された。いずれも交通事故を根絶しようとする被害者、遺族たちの長年にわたるねばり強い運動の成果である。制度はできた。しかしその趣旨が本当に刑事司法に携わる関係者に理解されているのか疑問に思うことがあった。交通死亡事件の遺族意見陳述書に被害者の生前の写真、表彰状などを添付して提出しようと

したところ、検察官からも裁判所からも「何でそんなことするの」というような冷たい反応を示された。また危険運転致死罪で告訴したら「業務上過失致死罪に切り替えて欲しい」と言われた。平成14年6月道路交通法改正により飲酒運転、酒気帯び運転、過労運転の罰則、基礎点数が引き上げられるなど、交通被害者、遺族の声が徐々に届きはじめています。もっと弁護士が刑事事件に関与して、交通事故の根絶に向けて力を発揮すべき時期がきていると思う。

石炭じん肺訴訟は、企業との間で全面解決。 あとは国の責任を勝ち取ることだ!!

弁護士 太田賢二

三井建設・住友石炭とも 全員救済の和解成立!!

12月、北海道石炭じん肺第3陣訴訟において、被告三井建設、住友石炭との間で、相次いで時効差別のない全員救済の和解が成立した。被告両社は、いずれも、長くじん肺に苦しむ原告と解決を見ることなく亡くなった患者に対して、深い哀悼の意を表明した。

特に住友石炭は、第1陣訴訟でも頑なに和解解決を拒絶し、訴訟の引き延ばしをはかってきたのだが、今回原告らと共に、共同宣言を行い、原告らじん肺患者遺族に対して、じん肺発生の責任を事実上謝罪し、時効差別なく被害に相応しい補償金を支払い、今後じん肺患者を発生させないことを始めて約束した。16年にも及ぶ長すぎる裁判闘争にずっと携わってきた一人として、被告企業全々と和解が成立したこの瞬間は、大きな感慨を覚えた。

ただそれは、喜びとか感動というものではなく、ほっとした気持ちであり、その思いの向こうに、亡くなった多くの原告の顔を思い出してしまった。

そう、私に「じん肺被告」を必死になって語ってくれた最初の原告団長だった川光雄さん。一緒にお酒を飲んだこともある、気丈な一人暮らしを続けていた池田勝美さん。岩見沢労災病院での所在尋問(証拠保全)で、世話になった会社を相手に訴訟を起こした気持ちを切々と語った父さん。じん肺キャラバンカーをしげしげと病院の玄関で眺めていた父さん……。

長かったよね。ごめんね、生きてるうちに解決できなくて。でも、会社との関係では、ようやくここまで来たよ。



北海道新聞 2002年12月10日(火)



朝日新聞 2002年12月18日(水)



国のじん肺加害責任を 明らかにし、じん肺の根絶を!!

じん肺訴訟を続けてきた間、次々と炭坑が閉山となった。しかし今だに毎年1000名以上のじん肺重症患者が発生し続けている。これは何故なんだ? やっぱり国が、じん肺被害を食い止めてこなかったからではないか。

北海道石炭じん肺訴訟では、引き続き、国のじん肺加害責任を明らかにすることを求めていく。国の責任を明確に認めた一昨年7月の筑豊じん肺控訴審判決がある。また昨年11月には、国のじん肺責任を求めたあらたなトンネルじん肺訴訟が提訴された。

私たちは、じん肺をこの世からなくすために闘っています。その闘いは、まだ終わっていません。国が、本当にじん肺をなくすために立ち上がる必要があるのです。改めて、私たちの闘いに、ご支援をよろしく願いいたします。

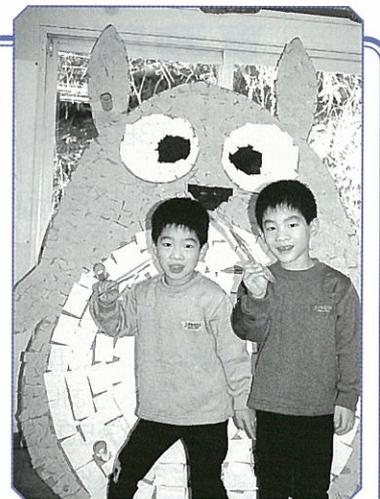
とにかく健康第一です 太田賢二

年の瀬に、ひどい風邪を引いた。二日続けて点滴を打つ羽目になって、連続5日間もアルコールを抜くことになった。これは、20年ぶりくらいの快挙だ? しかもその後もなかなか咳が抜けられない日々が続いた。

ちょっと振り返ると、11月には、スキーをして背中筋を痛めたのだが、治りが非常に悪かった。その直前には、両足太ももを交互に軽い肉離れを起こしてしまった。端的に言って、「歳だなあ。」そいで、やっぱり健康ですね。

うちの子供たちは、幸い健康です。風邪もあまり引かなくなりましたし、筋肉痛など知るはずありません。この4月には、ピッカピカの1年生です。

でも、お父さんはまだまだ負けられないぞ。



休みだというのに長女は朝から部活で家にいない。次女は既に父離れをされていて呼んでもそばに寄ってこない。仕方ないのでソファに寝転んでテレビを見ていたら「テレビの見過ぎ。電気がもったいない」と言って配偶者にテレビ



二胡を弾く

を切られる。かといって太田弁護士のように外で体を動かすのも得手ではない。休日には、本当に一日が長いことを実感する。普段もこれだけ時間があればなあ……。

10月から3ヶ月、おおぞら法律事務所にお世話になりました内藤雅子です。

修習生は裁判官・検察官・弁護士の卵として、全国に配属され、裁判所で6ヶ月・検察庁で3ヶ月・弁護士事務所で3ヶ月の研修を受けます。私は縁あって、太田賢二先生の元で研修することになりました。金魚のふんのようにくっついて2ヶ月半が経過しました。何よりも強く感じていることは、法曹として生きる力を身につけなければならない、ということです。これからも自分に磨きをかけて精進していきたい、と思っております。よろしくお祈りします。



あっという間に過ぎ去った1年でした。今年は自分がやりたいことを少しずつ消化していけるよう、常に目標を持って生活したいです。

齋藤 佳苗

夏に東京に行きました。ディズニーシー、お台場、代官山、etc. 遊びに行くのはいいけれど、東京には住めないと感じた3日間でした。

本間 芳江

「物事を継続するのは大変だ」と、つくづく思います。前号でお伝えした〈おおぞらCUP〉は、自然と終了(?)致しました。

沢辺 千春

事務局あいさつ

立花



齋藤

小林

沢辺

本間

ジムに通い始めたのが半年前。しかし、寒さのあまりその足が遠のくばかり……

1月、決意をあらたにがんばります。

小林 亜希子

社会人一年目の2002年はあっというまの一年でした。今年も体に気をつけて充実した良い年になるよう頑張りたいと思います。

立花 美香



事務所からのご案内

- 1、新年は、1月8日(水)より営業を開始致します。
- 2、営業時間は、平日の午前9時から午後5時30分までです。
- 3、法律相談は予約制ですので、必ず前もってお電話をいただくようお願いいたします。

また相談の際には、関係すると思われる書類等をご持参のうえ、原則としてご本人がおいでいただくようお願いいたします。

相談料は、30分5000円程度です。



札幌 おおぞら法律事務所

〒060-0061 中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
TEL (011) 261-5715 FAX (011) 261-5705
E-mail: ozoralaw@voicenet.co.jp